

奈良県訓令第六号

各部課室
各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第三平城京歴史館の項を削る改正規定は、同年七月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十八条号を削り、同条第十九号を同条第十八条号とし、同条第二十号中「並びに同条第四項第七号に規定する課の主任企画員」を削り、同号を同条第十九号とし、同条中第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項ただし書を削る。

別表第一中「史料編纂調整官」を削る。

別表第三中「流域下水道センター」を「流域下水道センター 奈良春日野国際フォーラム」に、「身体障害者更生相談所」を「身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所」に、「登美学園」を「登美学園 女性センター」に、「精華学院 女性センター」を「精華学院」に、「幹線街路整備事務所 まほろば健康パーク管理事務所 奈良春日野国際フォーラム」を「ヘリポート管理事務所 幹線街路整備事務所 まほろば健康パーク管理事務所 奈良公園事務所」に改め、同表奈良公園事務所の項、五條病院附属看護専門学校の項、五條病院の項及び平城京歴史館の項を削り、同表中

農業大学校	副校長
なら食と農の魅力創造国際大学校	副校长（アグリマネジメント学科に係るものうち軽易なものについては、アグリマネジメント学科長）

に改める。